

(件 名)

地方独立行政法人法の改正について

(概 要)

令和5年6月16日、第13次地方分権一括法により、地方独立行政法人法が改正された。

1 改正概要

(1) 改正内容

中期計画の記載事項のうち、以下①、②の目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、毎事業年度に係る年度計画及び年度評価を廃止する。

- ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標

(2) 施行日（公布日）

令和5年6月16日

(3) 経過措置

- ・新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とする。
- ・ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする。
- ・また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする。

2 廃止する評価

中期計画期間中の6年目評価（最終評価）、4年目評価（見込評価）以外の年度評価を廃止。

評価内容の種類	改正前	改正後
最後の事業年度	○必要	○必要
最後の最後の事業年度の前々年度（見込評価）	○必要	○必要
その他の年度	○必要	×不要

※評価を行った場合は、評価結果を公表し議会に報告しなければならない（法第78条の2第6項）

3 今後の対応

検討中

地方独立行政法人法（抜粋） 新旧比較表

旧	新
<p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)</p> <p>第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</p> <p>2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p>3 第一項の評価は、<u>同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。</u><u>この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</u></p> <p>4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、そ</p>	<p>(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)</p> <p>第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。</p> <p>(削る)</p> <p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p> <p>三 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績</p> <p>2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p>3 第一項の評価は、<u>同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。</u></p> <p>4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、そ</p>

の評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を**設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。**

6 **設立団体の長は、**前項の規定による報告を受けたときは、その旨を**議会に報告しなければならない。**

の評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を**設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。**

6 **設立団体の長は、**前項の規定による報告を受けたときは、その旨を**議会に報告しなければならない。**

中期目標と中期計画

中期目標		中期計画
法令上の項目名	章立て	章立て
-	前文	前文
中期目標の期間	第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
	1 中期目標の期間 【法第25条第2項第1号】 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間	1 中期計画の期間 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間
住民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項	2 教育研究上の基本組織	2 教育研究上の基本組織
	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 【法第25条第2項第2号】	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 【法第26条第2項第1号】
	1 教育	1 教育
	(1) 育成する人材	○ 育成する人材
	(2) 入学受入れ	○ 入学受入れ
	(3) 教育の内容	○ 教育の内容
	(4) 教育の実施体制等	○ 教育の実施体制等
	(5) 学生への支援	○ 学生への支援
	2 研究	2 研究
	(1) 研究の方向性及び成果の活用	○ 研究の方向性及び成果の活用
(2) 研究の実施体制等	○ 研究の実施体制等	
3 成果の還元	3 成果の還元	
(1) 地域社会等との連携	○ 地域社会等との連携	
(2) 教育研究成果の地域への還元	○ 教育研究成果の地域への還元	
4 国際交流	4 国際交流	
5 人材の確保	5 人材の確保	
-	第3 法人の経営に関する目標	第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 業務運営の改善 【法第25条第2項第3号】	1 業務運営の改善 【法第26条第2項第2号】
	(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営	○ 戦略的かつ効率的な組織・業務運営
	(2) 人事運営と人材育成	○ 人事運営と人材育成
	(3) 事務等の生産性の向上	○ 事務等の生産性の向上
	(4) 監査の適切な実施	○ 監査の適切な実施
財務の内容の改善に関する事項	2 財務内容の改善 【法第25条第2項第4号】	2 財務内容の改善
	(1) 自己収入の確保	○ 自己収入の確保
	(2) 予算の効率的かつ適正な執行	○ 予算の効率的かつ適正な執行
教育及び研究並びに組織及び運営の状況等に関する事項	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 【法第78条第2項】	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1 評価の充実	1 評価の充実
	2 情報公開・広報の充実	2 情報公開・広報の充実
	(1) 情報公開の推進	○ 情報公開の推進
	(2) 広報の充実	○ 広報の充実
その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要目標 【法第25条第2項第5号】	第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
	1 施設・設備の活用、管理	1 施設・設備の活用、管理
	2 安全管理	2 安全管理
	(1) 安全衛生管理体制の構築	○ 安全衛生管理体制の構築
	(2) 危機管理体制の構築	○ 危機管理体制の構築
	(3) 情報セキュリティ対策の実施	○ 情報セキュリティ対策の実施
	3 社会的責任	3 社会的責任
	(1) 人権の尊重	○ 人権の尊重
	(2) 法令遵守	○ 法令遵守
	(3) 環境配慮	○ 環境配慮
	第6 その他の記載事項	
	1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【法第26条第2項第3号】	1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【法第26条第2項第3号】
	2 短期借入金の限度額 【法第26条第2項第4号】	2 短期借入金の限度額 【法第26条第2項第4号】
	3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 【法第26条第2項第4号の2号】	3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 【法第26条第2項第4号の2号】
	4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 【法第26条第2項第5号】	4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 【法第26条第2項第5号】
	5 剰余金の使途 【法第26条第2項第6号】	5 剰余金の使途 【法第26条第2項第6号】
	6 県の規則で定める業務運営に関する事項 【法第26条第2項第7号】	6 県の規則で定める業務運営に関する事項 【法第26条第2項第7号】